



暑中お見舞い
申し上げます

河合会計事務所



編集発行人
河合 孝彦

税理士
社会保険労務士
河合 孝彦
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

8月

(葉月) August

日	12	26	
月	13	27	
火	14	28	
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	.
日	5	19	.
月	6	20	.
火	7	21	.
水	8	22	.
木	9	23	.
金	10	24	.
土	11	25	.

8月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 / 7月分源泉所得税の納付
8月10日 | 国 税 / 個人事業者の消費税等の中
間申告 8月31日 |
| 国 税 / 6月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 8月31日 | 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 / 12月決算法人の中間申告
8月31日 | 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 9月、12月、3月決算法人
の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 8月31日 | 労 務 / 労働保険料第2期分の納付
8月31日
(労働保険事務組合委託の場合は
9月14日) |

ワンポイント 印紙税の軽減措置の延長

印紙税は、契約書や領収書などの文書に対して、その記載金額等に応じて課税されます。ただし、不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書のうち、一定の要件に該当するものについては、印紙税の軽減措置が設けられており、この措置が平成21年3月31日まで延長されています。

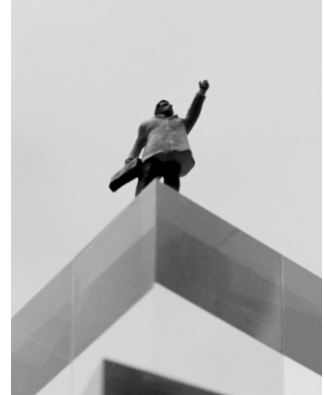
雇用二事業

雇保法の改正雇用三事業

雇用保険法の改正により、今年四月から雇用三事業のひとつである雇用福祉事業（短時間労働者雇用管理改善等助成金など）が廃止されました。

これと同時に、雇用二事業のうち継続雇用定着促進助成金が定年引上げ等奨励金に変わり、再就職支援給付金と定着講習支援給付金が統合されて再就職支援給付金に、キャリア形成促進助成金のうちキャリア・コンサルティング推進給付金は廃止、訓練給付金と職業能力開発支援促進給付金が再編されて訓練等支援給付金となるなどの改正が行われました。

この他、今回新たに雇用支援制度導入奨励金、若年者雇用促進特別奨励金、試行雇用奨励金（技能継承トライアル雇用）、育児休業取得促進等奨励金などが創設され、



四月から実施されています。その主な助成金の概要と支給額は、次のとおりです。

1 定年引上げ等奨励金 （七〇歳まで働ける企業奨励金）

六五歳以上までの定年の普及・促進を図ることを目的に、六五歳以上への定年の引上げか定年の定めを廃止を実施した中小企業事業主（常時雇用被保険者数が三〇〇人以下）に対して(1)中小企業定年引上げ等奨励金が、また、六五歳以上への定年の引上げか定年の定めを廃止を実施し、雇用する五五歳以上六五歳未満の高年齢者に対し、定年延長等に伴う意識改革、起業、社会参加等に係る研修等を実施した中小企業事業主には(2)雇用環境整備助成金が支給されます。詳しくは、都道府県雇用開発協

会等にお問い合わせ下さい。

(1) 中小企業定年引上げ等奨励金

企業規模（実施日の常用被保険者数）に応じて、下表の額が一回支給されます。また、七〇歳以上への定年の引上げ、または定年の定めを廃止を実施した事業主及び法人等の設立日の翌日から一年以上に前掲を実施した事業主には上乗せされた額が支給されます。

ちなみに、過去に継続雇用定着促進助成金（継続雇用制度奨励金（第一種））を受けていた事業主は、この奨励金は受けられません。

(2) 雇用環境整備助成金

研修等開始日から一年を経過する日までの期間内に支払った研修等の費用の二分の一が支給されます。ただし、一人当たり上限は五万円、一社当たり二五〇万円が限度です。

2 雇用支援制度導入奨励金

雇用支援制度導入奨励金は、試行雇用奨励金の対象事業主であつて、トライアル雇用から雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きま

表 1 中小企業定年引上げ等奨励金

企業規模	支給額	
	65歳以上への定年引上げ	70歳以上への定年引上げまたは定年の定めを廃止（上乗せ額を含む）
1人～9人	40万円	80万円
10人～99人	60万円	120万円
100人～300人	80万円	160万円

るまでの間、試行雇用労働者の就労・就職が容易になるような教育訓練制度、実習制度等を整備したり、就業規則等を改正して雇用環境の改善等を行った事業主に支給される奨励金で、要支援者や就職困難者の就職を促進することを目的に創設されました。

支給額は、一事業主一回当たり三〇万円です。詳しくは管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

3 若年者雇用促進特別奨励金

平成二十一年三月三十一日までの暫定措置

雇入れ日に不安定就労の期間が長い二五歳以上三五歳未満で、雇入れ日の前日から三年前の日の間に、雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます）でなかった若年者を、ハローワークの紹介によりトライアル雇用労働者として雇い入れ、トライアル雇用終了後に、その労働者を常用として労働契約を締結し、引き続き六カ月以上被保険者として雇用する事業主を支給対象に創設されました。

支給額は、トライアル雇用終了

後、雇用期間の定めのない労働契約により継続して雇用を開始した日（基準日）から、六カ月の日目を第一期、その後六カ月経過日を第二期として、それぞれ表2に定める額が支給されます。

詳しくは、管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

4 試行雇用奨励金 (技能継承トライアル雇用)

本奨励金は、中小企業の技能継承者となりうる三五歳未満の若年者を、ハローワークまたは学校等に申込み、その紹介により求人関係資料等に基づき、一定期間試行雇用（技能継承トライアル雇用）を行ったか行っている事業主に支給されるもので、中小企業の継続・発展に不可欠な技能継承者を確保することを目的に創設されたものです。

支給額は、試行雇用労働者一人につき月額四万円、支給対象期間（最長三カ月）の各月支給額の合計額です。なお、支給対象期間の途中で本人の都合により離職した場合や常用雇用へ移行した場合等であつて、雇用期間が一カ月に満たない場合は、実際の就労日数

に基づき計算されます。問い合わせ先は、管轄のハローワークです。

5 育児休業取得促進等奨励金

(1) 育児休業取得促進措置

育児休業の取得を積極的に促進するためには、育児休業期間中の所得保障を充実させることが効果的であるとして、育児休業期間中に、事業主が独自に三カ月以上の経済的支援（就業規則等に基づき対象被保険者に自ら支払う手当等）を行ったときに、その取組みに対して助成されるものです。

支給額は、原則として、支給対象期間毎に、経済的支援の額に表3の助成率を掛けた額（一年未満切り捨て）です（上限があります）。

(2) 短時間勤務促進措置

就業規則等に一定以上の所定労働時間または所定労働日数を短縮する短時間勤務制度を定め、助成対象となる雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者として六カ月以上継続雇用していること）の請求に基づき、その制度を利用させた雇用保険の事業主に支給されます。

表2 若年者雇用促進特別奨励金

25歳以上30歳未満	1人当たり10万円
30歳以上35歳未満	1人当たり15万円

表3 育児休業取得促進措置

	原則	平成22年度末まで
中小企業事業主	2 / 3	3 / 4
前記以外の事業主	1 / 2	2 / 3

支給額は、一人当たりの基準額を一カ月当たりの平均所定労働日数で割った額に、短時間勤務制度を利用した日数を掛けた額に助成率を掛けた額（上限があります）です。

本奨励金の問い合わせ先は、管轄のハローワークです。

脱退一時金～国民年金の場合

Q 日本に短期滞在する外国人は、国民年金の保険料を納めても老齢給付に結びつかないため、すべて掛け捨てになってしまうのですか。

A 短期在留外国人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たせないまま被保険者資格を喪失して帰国した場合、下記の要件をすべて満たしたときには脱退一時金が支給されます（右表参照）。

請求日の前日において、請求日の属する月の前月まで第1号被保険者として保険料納付済期間と一部納付期間に相当する月数とを合算した月数が6カ月以上あること

請求時に日本国籍がないこと（国民年金の被保険者でないものに限る）

帰国後2年以内に脱退一時金の請求をすること

なお、次のいずれかに該当するときには、

脱退一時金は支給されません。

日本国内に住所を有するとき

障害基礎年金等の受給権を有したことがあるとき

最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日から2年を経過しているとき

国民年金法に相当する外国の法令の適用を受けているとき

脱退一時金

対象月数	支給額
6月以上12月未満	42,300円
12月以上18月未満	84,600円
18月以上24月未満	126,900円
24月以上30月未満	169,200円
30月以上36月未満	211,500円
36月以上	253,800円

社会復帰促進等事業

今年4月23日から労災保険の「労働福祉事業」が「社会復帰促進等事業」に名称変更され、当該事業内容（が改正）が、次のように変わりました。

療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（被災労働者）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業（安全衛生確保事業）

教育訓練給付金が改正

雇用保険法の教育訓練給付金に係る次の改正が行われ、本年十月から実施されます。

教育訓練の受講開始日において被保険者として同一の事業主に雇用された期間が三年以上ある一般被保険者等に支給されているものが、同給付金の支給を受けたことがない人については、被保険者期間が一年以上に緩和されます。

教育訓練の受講のために支払った費用の額について、その教育訓練を行った指定教育訓練実施者の証明が必要となります。被保険者であった期間毎に定められていた支給額（五年以上は訓練費の四割、上限額二〇万円、三年以上五年未満の人は二割、上限額一〇万円）が、訓練費の二割、上限一〇万円（支給額は四千元以上）に一本化されます。